やむにやまれぬ提訴

会社側証言に谷端氏が反論

11・9公判

十一・九裁判はいよいよ大詰めに近づき、追い詰められた会社側は西山信太郎（当時本店労務部長）、上野幸男（当時労働課係員）、高木治男（三池新労組合長）などを証人に立て、「弔慰金は当時十万円であったのを四十万円も支給した。CO患者への補償も十分であった」「CO患者は危険な坑内で働くのをいやがり、疾病に逃避していた」「三池労組はCO問題を『錦の御旗』にして、会社に無理な要求をくりかえしてきた」「四十三年協定は抜本協定であり、基本的問題はすべて解決した」「労使の話し合いで誠意をもって解決したものを、裁判を提起するのは信義違反である」「CO患者の障害認定は十二級と十四級であったものを、三池労組の激しい運動で政治的に解決し、七級や八級に認定された」「三池新労は、CO問題は病気が早く治ることによって解決すると考え、CO患者の早期職場復帰に積極的に取り組んだ」「遺族やCO患者の補償はよく取れたと思っている」「裁判は労使の信義に背くということを、遺族やCO患者の皆さんに説明し理解を得た」などと証言しました。この会社側証人の証言の中で、事実と異なる問題、裁判所に誤解をまねく内容について是正するため谷端一信（元三池労組副組合長）証人に対し、一月二十一日と三月十一日、原告側の主尋問が行なわれました。その要点を紹介します。

要求に誠意見せぬ会社

問　被告側は、四十三年協定は抜本協定であり基本問題は解決したと言っていますが、組合としてその後、この協定と異なるものを会社に認めさせたことがありますか。

答　遺族の社宅入居について、子弟の三分の二が十八歳をこえた者は社宅入居を認めない、また両工場の生活扶助手当も打ち切るとなっていたものを、四十六年の協定改訂交渉の中で、従前通りに復活させました。

問　CO立法で、組合としてはどんなことを目ざしましたか。

答　現行の労災法では三年で解雇できるので、解雇制限と長期治療体制の確立、入院患者の家族介護料の支給、職場復帰する患者に対する前収補償と健康管理、さらにガス・炭じん爆発や坑内火災の予防などを盛り込んでいました。

問　CO立法制定に対し、会社側はどんな態度をとりましたか。

答　会社幹部が国会に乗り込んで、政府や自民党に成立させないよう突き上げをくりかえしていました。

問　遺族の弔慰金について上積みの要求をしたことがありますか。

答　災害当時百万円を要求し、会社は四十万円しか回答しませんでしたが、その時点での生活を維持するために、やむを得ず協定しました。その後、鶴見事故の三百万円から四百万円。夕張炭鉱ガス爆発の四百万円などと比べてあまりにも低いので三百万円の追加要求をしましたが、会社側は全然誠意ある回答を示しませんでした。

今なお苦しみはつづく

問　現在、遺族の人たちのとくに大きな苦しみと不安はどんなことでしょうか。

答　両工場を定年で退職した遺族は、従来もらっていた遺族年金と自分の老齢年金を受給することになりますが、ほとんどの遺族が遺族年金の最低補償を受けていたため、その補償額を自分の老齢年金から差し引かれています。このため最低賃金にも毛のはえたような、工場で働いていたときの収入よりさらに少ない収入での生活をよぎなくされ、長年の工場での無理がたたって体も弱くなり、もし入院でもしたらどうやって生活できるか、大きな不安があります。また、社宅居住について、現在では鉱員に準ずるという協定が継続していますが、もし打ち切られたら行先きもなく、深刻な不安となっています。

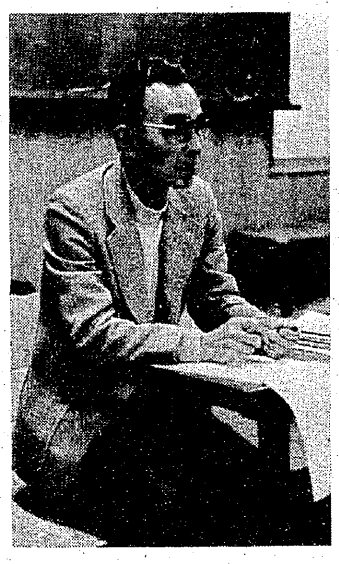

学習会での谷端氏。

問　CO患者についてはどうですか。

答　まず解雇の問題で、会社は当分の間解雇はしないと言っていますが、会社の意志で、いつ当分の間をやめると言い出すかわからず、いつ解雇されるかわからないという不安がいつもあります。また、治療について大学病院や労災病院はCO患者をかかえていてもメリットがないため、他の病院へ移ってもらいたいとか、家庭での治療が回復に役立つなどと言って、受川さんをはじめ重症患者を放り出そうとしています。また、治療を打ち切られた患者の中には入・退院をくりかえす者も多く、とくに退職した患者は国民保険で病院に行けば三割の自己負担があり、病院にも思うように行けないため、さらに症状が悪化するなど悪循環をくりかえしています。さらに現場に復帰したCO患者は、前収補償がないためにCO後遺症による労働能力の低下で、低賃金の職場でしか働けず、後遺症による苦しみと生活苦の二重の苦しみで、入院治療をくりかえす者も少なくありません。

責任問題が最大の障害

問　災害の責任について会社側はどのように言っていますか。

答　責任問題については回答できない。責任者を処分するかしないかは会社内部の問題であって、組合に回答する必要はないといっています。

問　刑事責任が不起訴処分になってからの態度はどうですか。

答　それまで法的問題は別にして、道義的責任を感じて十分な補償をしたいと言っていたのが、基本的要求に対しては問答無用だとして拒否するようになりました。

問　責任問題に決着がついていないことが最大の障害となっているということですね。

答　はいそうです。

新労の患者家族も支持

問　西山、上野、高木など会社側証人は、「三池労組はCO問題を『錦の御旗』として、本来要求できないものまで要求してきた」と言っていますが、組合から要求しないで会社側から出したものがありますか。

答　なに一つありません。組合が要求し、ねばり強い交渉といろいろな行動の中で、しぶしぶ回答してきたものばかりです。

問　三池新労は、自分で要求しないものでも、三池労組が獲得したものは受益していましたか。また、政治的解決だからといって返上したことがありますか。

答　三池労組のねばり強い努力によって得たものを、新労の方が数が多いのでよけいやれとは言っても、返上したことは一度もありません。

問　三池労組は治療に協力しない。新労の患者は進んで退院にも応じていたと言っていますが、新労の患者の中で不満はありませんでしたか。

答　新労の執行部が来て、「早く帰らんと良い職場がなくなる、今退院するならあとの面倒も見る」などと言われ、しぶしぶ退院していった。もっと十分な治療をすべきだという要求は、新労の患者や家族にも内心強く支持され、がんばってくれと支援されました。

災害後百二十八人が死亡

問　CO患者の治療体制についてどうでしたか。

答　三池のように大量に、長時間COガスを吸った例がないので治療方法はわからず、政府の医療委員会が結成されました。しかし正しい治療体制がすぐできるものではなく、長期の研究が必要だと思います。熊本大学の十五年間の追跡調査でも、予想以上に後遺症による障害が残っていると発表されています。

問　上野証人は「疾病へ逃避している」と証言しましたが、災害当時、下手をすると自分が死んでいた、同僚が死ぬのを見ながら救出された者が、悪夢のような現場に戻りたくないというのは普通の心情ではないでしょうか。

答　早く治りたいというのは当然の気持です。新労の組合員で、職場に復帰して思うように働けないため、落伍者として退職させられた者もあります。

問　この災害以降、三池炭鉱では毎年労働災害がくりかえされ、現在まで百二十八人の労働者が死亡していますが、遺族やCO患者にとって、「夫をかえせ」「元の身体をかえせ」、それができないのならせめて悲惨な災害はくり返してほしくないという、崇高な気持があると思いますが、このような願いは無惨にふみにじられていることになりますね。

答　あの大災害の教訓は何ら生かされていません。さらに会社はケガをしても公傷で休ませようとせず、入院が必要と診断した医師にまで圧力をかけ、翌日から出勤させるという例もあります。

× ×

会社側証言の不当さと間違いを谷端さんの証言で明らかにしてきましたが、言い尽せない点もあり、ご意見などあればお寄せ下さい。

3月11日、第48回公判を終えて小島弁護士からの報告に聞きいる、原告団と傍聴に参加した人びと。

労災法改悪の地ならし

再審査請求で全員却下

三月十日中央労働審査会は、十一・九CO患者の障害認定再審査請求者七十五人（内三池労組関係六十九人）に対し、全員却下の通知をしてきました。

この処分は、昭和四十六年七月三日付で、大牟田労働基準監督署長が行なった障害認定に対し、不服であると審査の請求をしていたもので、当時、組合側医師団の診断では三級―二人、七級―十九人、九級―三十三人、十二級―十七人という所見が出されていました。

中央審査会の裁決は、このような組合側医師団の見解を、まったく無視した不当なもので、昭和六十年に予定されている労災保険法改悪への地ならしであり、福祉切り捨て、軍備拡大の中曽根内閣のお先棒をかつぐものです。

三池大災害の責任を追及する裁判闘争は、三井の責任を明らかにする闘いを通じ、現行労災法の抜本改正をめざすものであり、労災法の枠内でできる争いについては積極的に取り組んできましたが、今回の中央審査会の不当裁決に対しては、三カ月以内に行政訴訟を提起することができますので、弁護団や医師団の意見も十分ききながら、原告団内部での意志統一を深める必要があります。

（この項・原告団）

原告団消息

3月3日　役員会議
4日　裁判学習会（谷端元副組合長を囲んで）
6日　CO家族との裁判打ち合わせ
7日　遺族との裁判打ち合わせ
8日　諏訪、川尻、三里、三川、ハヤメ南地区の退職者の班会議
11日　11・9公判
定年退職者
五十七年
12月5日　沼田百合子さん（遺族・アソニット）
五十八年
1月1日　有千代子さん（遺族・縫製工場）
3月19日　松島則幸さん（9・28）
26日　堀田武夫さん（11・9）
入院
1月6日　角サツキさん（遺族）国立療養所大牟田病院へ
25日　田中ツチエさん（CO家族）曙病院へ
3月1日　吉田義彦さん（11・9）蓮沢病院へ
3日　川口幸太郎さん（11・9）曙病院へ
3日　中尾種夫さん（11・9）菅原病院へ
死亡
1月2日　坂井武義さん（11・9、昨年五月死亡）の母堂ヨシノさん逝去

「時効」退けた鉱害判決

時効についてどのような判断が下されるか、注目されていた旧松尾鉱山（宮崎）の鉱毒損害賠償請求訴訟で三月二十三日、原告六人の主張を認め、「安全確保義務を怠った」「因果関係がある」「時効は完成しない」として、被告の日本鉱業に一億三百万円の支払いを命じました。